（計量法施行規則の一部改正）

第五条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（庶務） **第百十二条**　審議会の庶務は、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課計量行政室において処理する。 （資格） **第百十五条**　法第百六十五条の経済産業省令で定める資格は、次のとおりとする。 一　経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課計量行政室の室長又は職員であること。 二　（略）	（庶務） **第百十二条**　審議会の庶務は、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室において処理する。 （資格） **第百十五条**　法第百六十五条の経済産業省令で定める資格は、次のとおりとする。 一　経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室の室長又は職員であること。 二　（略）

（日本産業標準調査会規則の一部改正）

第六条　日本産業標準調査会規則（平成十三年経済産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（庶務） **第五条**　調査会の庶務は、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課において処理する。	（庶務） **第五条**　調査会の庶務は、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課において処理する。

附　則

この省令は、令和六年七月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
環境大臣　伊藤信太郎

使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第十六条第五項（同条第七項及び第十八条第八項において準用する場合を含む。）及び第二十七条第一項並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第二十七条、第四十七条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の保存とする。	（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第十六条第五項（同条第七項及び第十八条第八項において準用する場合を含む。）並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第四十七条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の保存とする。